

新旧対照表

○神奈川県簡易固定型臨時営業の取扱要領

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>第1、第2（略）</p> <p>第3 営業内容の目安</p> <p>1、2（略）</p> <p>3 品目数</p> <p>(1) 給水タンク及び<u>廃水タンク</u>の容量がそれぞれ40リットル以上、80リットル未満 <u>同時に取り扱うことができる品目数は1品目とする。1品目とは、同一種の器具及び同一の工程で調理するものをいう。また、衛生的に取り扱うことができる場合に限り、そうざいや菓子等の調理とともに、以下に掲げる飲料の取扱いも行えるものとする。</u> <u>ア 市販品の清涼飲料水及び酒類を開缶開栓し、そのまま渡すこと。</u> <u>イ 市販品の清涼飲料水及び酒類を混合せずに注ぐ（単純に注ぐ構造であれば、サーバーの使用も可能とする。）こと。</u></p> <p>(2) 給水タンク及び<u>廃水タンク</u>の容量がそれぞれ80リットル以上（略）</p> <p>第4～第6（略）</p> | <p>第1、第2（略）</p> <p>第3 営業内容の目安</p> <p>1、2（略）</p> <p>3 品目数</p> <p>(1) 給水タンク及び<u>排水タンク</u>の容量がそれぞれ40リットル以上、80リットル未満 <u>同時に取り扱える品目数は1品目とする。1品目とは、同一の器具及び工程で調理するものをいう。また、開缶開栓を行うのみの清涼飲料水及び酒類については、品目数に含めない。</u></p> <p>(2) 給水タンク及び<u>排水タンク</u>の容量がそれぞれ80リットル以上（略）</p> <p>第4～第6（略）</p> |